

## ■ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行では経営理念の実現に向けて、公正かつ迅速・果敢な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。取締役会は、社外取締役の複数名選任により、社外の視点で監督する機能を備えて経営を監督するほか、監査等委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることで、取締役会及び業務執行者に対する監査・監督機能の充実を図っております。

### 当行のガバナンス強化の取り組み



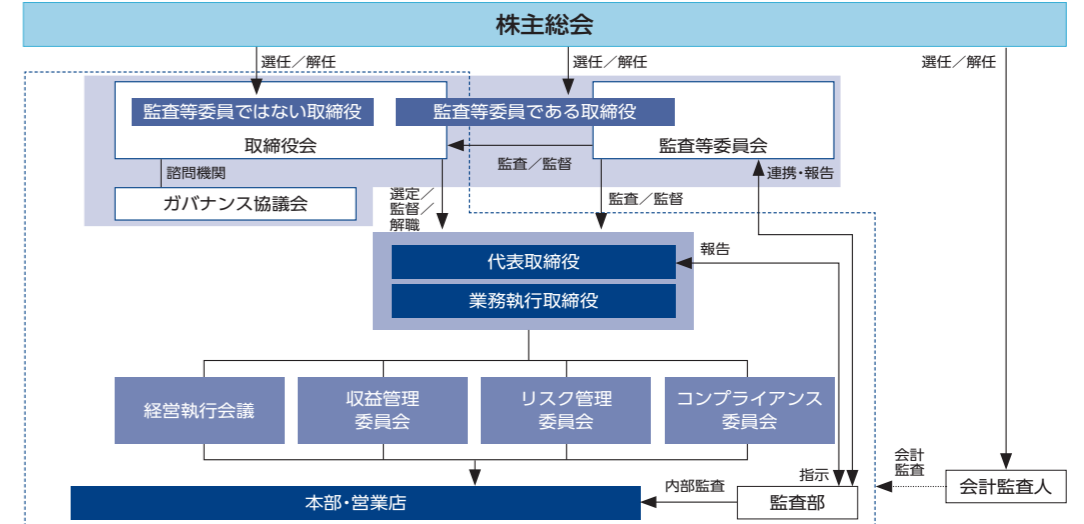
## ■ 役員 (平成29年7月1日現在)



## ■ コーポレート・ガバナンス体制 (平成29年7月1日現在)

### 体制

機関設計の形態	監査等委員会設置会社
取締役の人数	15名(うち監査等委員6名)
独立役員の人数	4名
取締役の任期	1年(監査等委員は2年)
執行役員制度の採用	有
会計監査人	新日本有限責任監査法人



### 概要

取締役会	取締役会は、取締役15名(うち社外取締役4名)で構成し、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。
監査等委員会	監査等委員会は、監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成し、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。
経営執行会議	経営執行会議は、常務執行役員以上で構成し、業務執行に係る重要な事項の協議決定機関として、定期的または随時開催しております。また、「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、より専門的な事項について協議決定を行う体制としております。
ガバナンス協議会(任意の委員会)	ガバナンス協議会は、取締役会の議長を委員長とし、社外取締役、取締役会の議長及び監査等委員会の委員長で構成し、原則半期毎に開催し、取締役の指名、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の評価に関する事項、その他経営上の重要な事項に関する協議を行い、必要に応じて取締役会に対して助言等を行っております。
執行役員制度	経営に関する意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員25名(うち取締役兼務7名)が業務執行にあたることで、機動的な意思決定とスピード感ある企業経営をめざしております。
監査部	業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部門である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
会計監査人	当行の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。監査人として独立した立場から適正な監査を実施しております。